

定期積金規定

1. 掛金の払込み方法等

- (1) 定期積金(以下「この積金」といいます。)の払込みは1回につき1,000円以上とし、表面記載の払込日に掛金を払込みください。
- (2) この積金への払込みは、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類により払い込むことができます。
- (3) 現金、小切手その他の証券類により払い込む場合は、必ずこの証書を持参してください。
なお、口座振替の払込み分については、この証書を店頭に呈示いただいた場合に記載します。
- (4) 契約期間は6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年のいずれかとし、据置期間(最終預入日から満期日までの期間)を1ヶ月とします。
- (5) 契約期間が1年以上の定期積金については、年2回、3回、4回のいずれかを指定して、増額した掛金を設定することができます。増額払込みは1,000円以上とし、毎月分と異なる金額とします。
- (6) この積金への2回目以降の払込みは、当店のほか当行本支店のどの店舗でも行うことができます。

2. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. 口座振替による払込み

- (1) この積金は、口座振替の方法により払込みができます。この場合において、引落預金口座、振替日、振替金額等は定期積金申込書に記載のとおりとします。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、振替日の預金残高(引落預金口座が総合口座の場合は貸越限度額とします。)が振替金額に満たない場合であっても、当該振替日(休日の場合は翌営業日)を含み10日間(末日が休日の場合は、前営業日まで)の間に振替金額を満たしたときは、その時点で振替を行います。
- (3) 第1項もしくは第2項により口座振替ができなかったときは、特に通知することなく当該月の口座振替を行いません。
- (4) 第3項による振替未了分については、翌月の振替日に振り替えるものとします。ただし、連続6か月の振替未了となった場合は、口座振替を停止します。

4. 給付契約金の支払時期等

この積金は、表面記載の満期日(満期日を繰延べたときはその満期日)以後に給付契約金を支払います。この積金は満期日前には解約できません。

5. 払込みの遅延

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を延滞期間に相当する期間繰り延べ、または契約時の約定利率(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。

6. 給付補填金等の計算

- (1) この積金の給付補填金は、表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に表面記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ①の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
 - ② 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、

反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ この計算の単位は1円とします。

7. 先払割引金の計算等

- (1) この積金の掛金が払込日前に払い込まれたときは、先払割引金を表面記載の利回りに準じて満期日に計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8. 満期日以後の利息

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に対し、満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により計算した利息を支払います。

9. 解約

この積金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。

10. 届出事項の変更、証書の再発行

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 第1項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払または証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 証書の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。

11. 印鑑照合

この証書または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

12. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この積金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. 預金保険制度の対象について

この預金は預金保険の対象商品です。同保険の範囲内で保護されます。

14. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 第2条にかかわらず、この積金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 第1項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し証書とともに直ちに当行に提出してく

ださい。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 第1項の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この積金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は表面記載の利回りを適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項もしくは第2項と同様に当行に届け出てください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も同様に当行に届け出てください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しは、有効な払戻しとします。

16. 条項の適用

この定期積金には、本規定のほか「定期性預金共通規定」第2条、第8条、第13条、第14条および第16条が適用されるものとします。

17. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規定の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)